

6

市町村や関係機関による取組例

1 市町村による取組

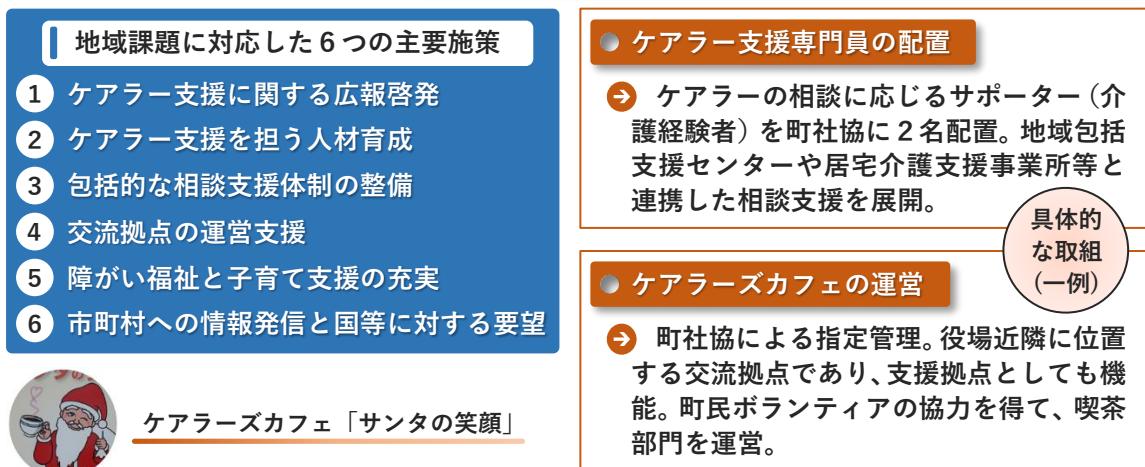
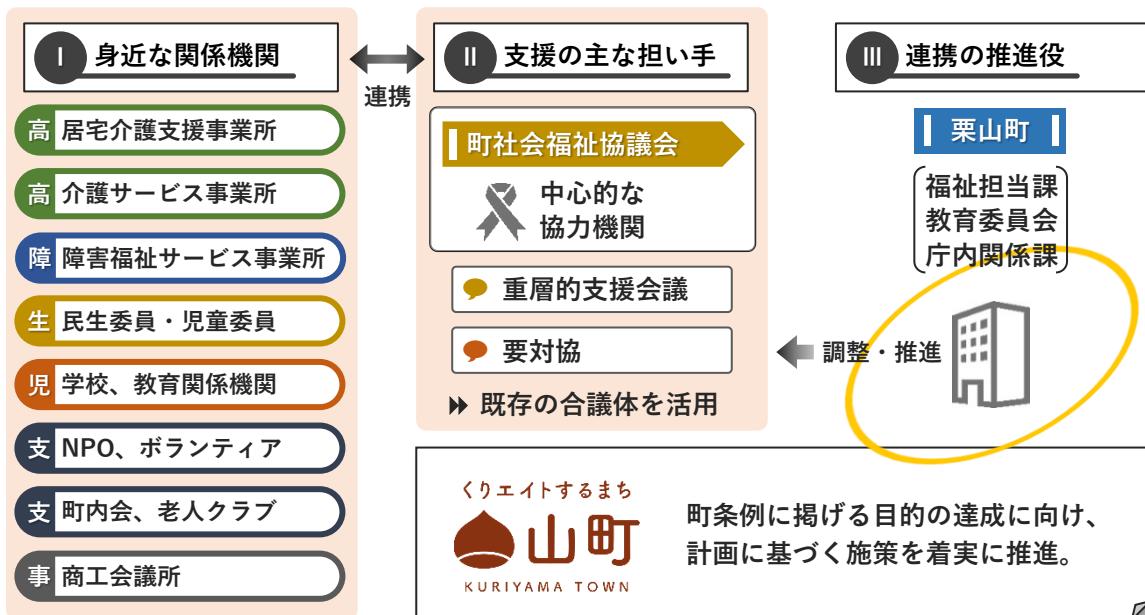
(1) 栗山町の取組

栗山町では、栗山町社会福祉協議会と日本ケアラー連盟が協働で平成22年にケアラー実態調査を実施して以降、当事者交流の拠点を設置し、身近な相談員としてのサポーターを配置するなど、10年超に及ぶ支援の取組を行っています。

令和3年には、こうした活動の集大成として、全国初の市町村によるケアラー支援のための条例を制定するとともに、同年、施策の総合的な推進を目的とした計画を策定し、地域の実情を踏まえた支援を展開しています。

町の計画では、実態調査によりケアラー支援に関する課題を明確化した上で、それに対応する6つの取組を主たる施策に位置付け、栗山町社会福祉協議会との協働を中心として、各施策を推進していくこととしています。

↓ 連携体制の標準イメージ（P30）に当てはめた町の取組図



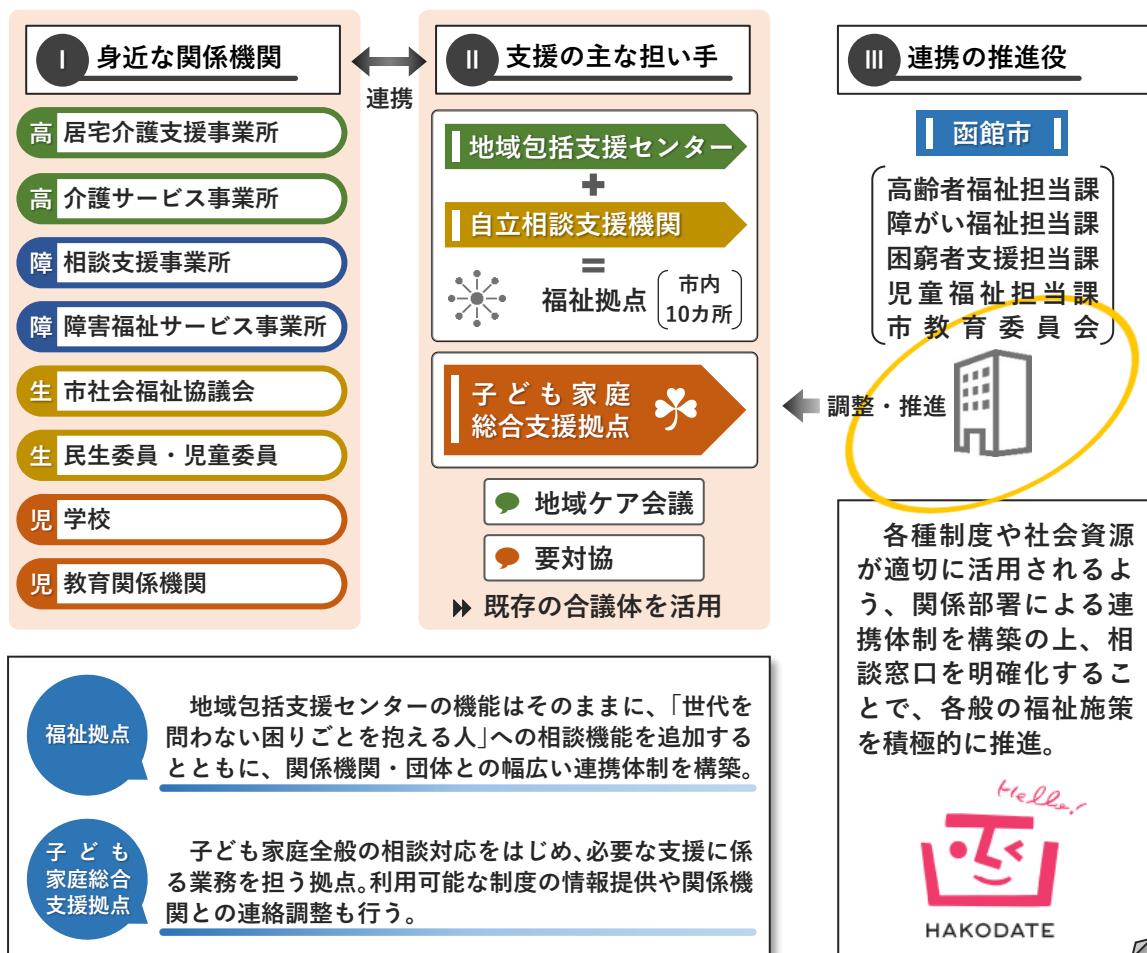
(2) 函館市の取組

少子高齢化等による世帯の小規模化や地域におけるつながりの希薄化が進む中、複合的な課題を抱え、制度の狭間に陥ることで必要な支援が得られないケースが増加している社会情勢を踏まえ、函館市では、市民が身近な場所で包括的な相談支援が受けられるよう、市内10カ所の地域包括支援センターに生活困窮者自立相談支援機関を併設した「福祉拠点」を整備することで、生活上の様々な相談に対応しています。

また、児童福祉分野では、全ての子どもとその家庭を対象として、福祉に関する相談援助や総合的な調整などを行う「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、子ども家庭への全般的な支援を行っています。

これらの各拠点において、家族介護に関する相談対応を行うことにより、ケアラー・ヤングケアラーへの支援体制を充実強化しています。

↓ 連携体制の標準イメージ（P 30）に当てはめた市の取組図

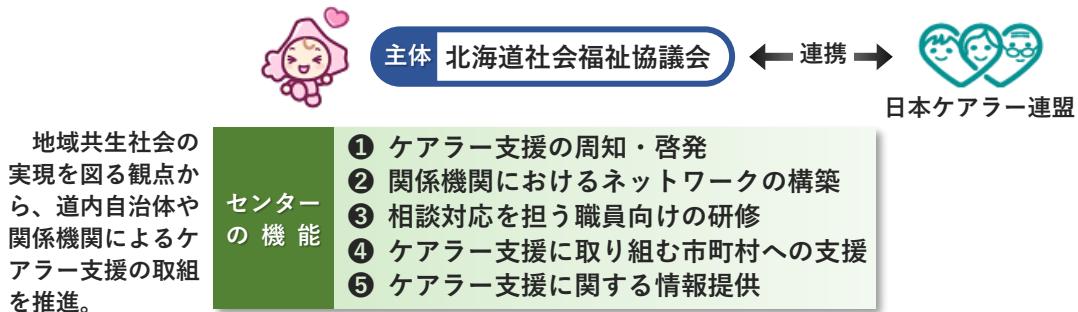


2 関係機関による取組（北海道社会福祉協議会）

北海道社会福祉協議会は、地域福祉活動の推進を目的に都道府県単位で組織する社会福祉法人であり、市町村社会福祉協議会の運営支援をはじめとして、ボランティア活動の振興や権利擁護の推進、介護人材の確保などに取り組んでいます。

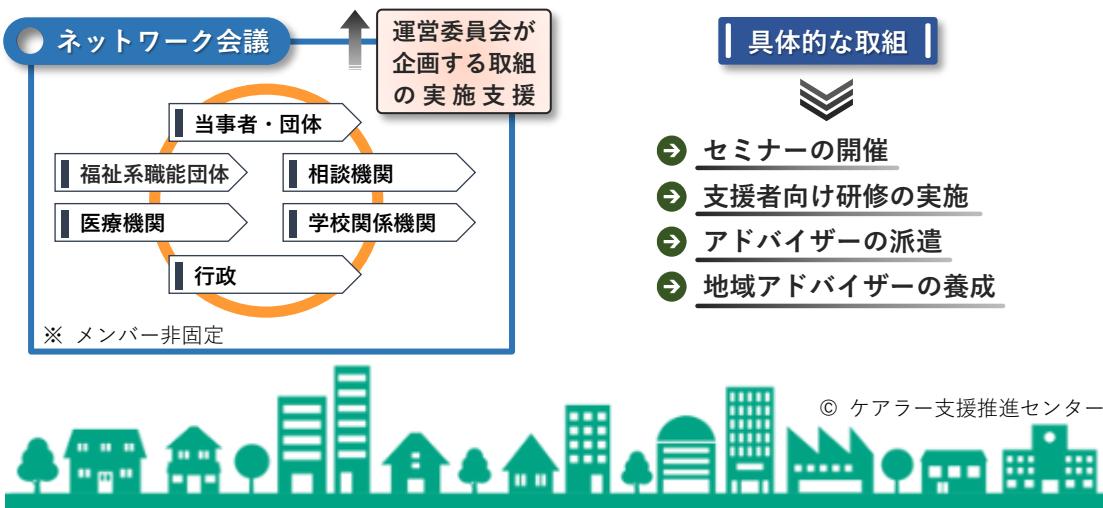
同協議会では、ケアラー・ヤングケアラーへの支援を昨今の重要な地域課題と捉え、条例の趣旨を踏まえつつ重点的に取り組んでいくため、令和4年度に「ケアラー支援推進センター」を設置し、地域共生社会の推進役として、普及啓発や人材育成などを行っています。

ケアラー支援推進センターの全体像



運営委員会

- ✓ センターの適切かつ効果的な運営を図る趣旨で設置する合議体。①～⑤の機能に対応する具体的な取組について、企画・検討等を行う。
- ✓ 学識経験者、相談機関、行政、市町村社協、当事者支援団体等の計11名で構成。



© ケアラー支援推進センター